単契随 62

単価契約見積書

件名：ブラザー機器用トナーカートリッジ（再生品）（単価契約）

品名	型番	予定数量	単価(税抜)	単価（税抜）×予定数量
ブラザー機器用トナーカートリッジ（再生品）	TN-27J	20		
	DR-22J	1		
			合計金額（税抜）	

※　単価(税抜)は、小数点以下第四位までで記入すること。単価（税抜）×予定数量も同様とする。

※　合計金額に１円未満の端数があるときは、円未満を切捨てた金額を記載すること。

提出期限：令和８年 11 月 25 日（水）午後１時
担　　当：出納局用度課物品班　平田

税抜金額　￥

（契約希望金額の 100/110 相当額）＜税抜価格＞

消費税相当額　￥

税込金額　￥

左記のとおりお見積いたします。

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

別紙

環境物品等適合状況報告書

件名	ブラザー機器用トナーカートリッジ（再生品）（単価契約）
メーカー	
型番	TN-27J、DR-22J

公益社団法人日本環境協会の「エコマーク」認定の有無	○　・　×
一般社団法人日本カートリッジリサイクル工業会の「E&Q マーク」認証の有無	○　・　×

※「エコマーク」「E&Q マーク」製品については、下記（１）①～⑥及び（２）①の基準を満たしているので、（２）②③のみの記載で構わない。

（１）環境仕様に関する基準

No	基準	適合状況
①	使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。	○　・　×
②	回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の 50%以上であること。	○　・　×
③	回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の 95%以上であること。	○　・　×
④	回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。	○　・　×
⑤	感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。	○　・　×
⑥	トナーの化学安全性が確認されていること。	○　・　×

（２）品質保証に関する基準

No	基準	適合状況
①	新品トナーカートリッジの実印刷枚数に対し 90%以上の実印刷枚数を保証すること。	○　・　×
②	納入物品に起因するジャム・トナー漏れ・印字不良等の品質不良・プリンタ故障等に対する品質保証（代替品の手配、本体機器の修理）がなされること。	○　・　×
③	納入物品の使用期限が、納入日から１年以上あること。	○　・　×

上記のとおり報告します。

令和　年　月　日

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

静岡県知事　様

単価契約仕様書

１　品名・規格・型番・予定数量等

品名	型番	予定数量（個）
ブラザー機器用トナーカートリッジ（再生品）	TN-27J	20
	DR-22J	1
		21

※「再生品」とは、純正品の使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

２　契約期間　　令和９年１月１日から令和９年 12 月 31 日まで

３　発注・納入方法

（１）　発注

原則として、毎週火曜日及び金曜日（祝日等の場合を除く）午後１時以降、メールで発注書を送付するので、本契約の相手方となった者は、メールを確認すること。ただし、緊急時には電話等による発注を行う場合がある。

（２）　納入及び検収

納入場所は、県庁西館２階サプライセンター及び県庁内各所属（静岡市葵区追手町 9-6）とする。サプライセンターへの納入は、開庁日の午前９時 30 分から正午及び午後１時から午後３時 30 分までの間に行うこと。なお、納入場所について用度課から特別の指定があった場合には従うこと。

納入に際して、県庁用度課（サプライセンター）において検収を受けること。

（３）　納入期限

原則として、発注書が送付された日の翌日から起算して１週間以内に納入すること。ただし、当該期間内に閉庁日がある場合には、用度課の指定する日とする。なお、止むを得ない事情があり期限までに納入が困難な場合には、速やかに申し出、用度課の指示に従うものとする。

４　その他の条件

（１）納入物品に起因するジャム・トナー漏れ・印字不良等の品質不良・プリンタ故障等に対する品質保証（代替品の無償交換、本体機器の無償修理）がなされること。

（２）納入物品の使用期限が、納入日から１年以上あること。

（３）用度課指定の場所（本館１階北側保繕室前）に集積された使用済みのカートリッジについては、週２回程度確認し、必要に応じて回収の上、再資源化が行われるものであること。

（４）採否は「単価×予定数量」の総価で決定する。見積書に記載された単価に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって契約単価とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する額を見積書に記載すること。

（５）税抜単価に１円未満の端数があるときは、小数点以下第４位までで表し、単価×予定数量も同様にすること。合計金額に１円未満の端数があるときは、円未満を切捨てた金額を記載すること。

契約単価（税込）については、１円未満の端数があるときは、小数点以下第４位までとする。

（６）予定数量は、本契約に基づく購入数量を保証するものではない。